

**令和6年度 山梨地方最低賃金審議会**  
**第3回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、**  
**情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）**

- 1 日 時：令和6年10月29日（火）午前9時25分～10時40分
- 2 場 所：山梨労働局 3階会議室
- 3 出席者：公益代表：石垣委員、今井委員、門野委員  
労働者代表：小林（賢）委員、小林（正）委員、三輪委員  
使用者代表：加藤委員、佐々木委員、山岸委員  
事務局：小林労働基準部長、鈴木賃金室長、篠原賃金指導官

4 議 事

- (1) 改正審議
- (2) その他

5 審議会内容

(賃金指導官)

皆様おはようございます。

ただいまから、令和6年度山梨地方最低賃金審議会第3回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、御案内のとおり、全委員の御出席いただいておりますので、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上となります。

最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、本専門部会は一般に公開をしております。

事前に公開の公示、傍聴希望を募りましたが、傍聴希望者はありませんでしたので、併せて報告いたします。

それでは、今井部会長、以後の議事について、進行をよろしくお願いいたします。

(今井部会長)

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますけれども、その前に事務局で何かありますか。

(賃金室長)

おはようございます。よろしく申し上げます。

私から、2点、説明をさせていただきます。

まず、1点目ですけれども、各側の控室についてです。

各側の控室につきましては、労働者側は「4階の相談室」、使用者側は「3階の相談室」としております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたしますので、よろしく願いいたします。

2点目は資料の説明です。

資料をお手元に御用意いただきまして、1ページをご覧ください。

令和6年度電気機械器具製造業、最低賃金の改正状況の一覧表となっております。

空白となっている中で、二つの県が、今時点で決まっておりますのでお伝えをさせていただきます。

富山、山梨で青いラインが引いてありますものの六つ上の富山です。

富山、改正額1,002円、大阪との格差88.9、引上げ額51、引上げ率5.4、部会の結審日10月28日、令和4年から5年の引上げはプラス43、地賃との差額プラス4。

もう一つ、岡山になります。

山梨より5行下になります。

岡山、改正額1025、大阪との格差91.0、引上げ額51、引上げ率5.2、部会の結審日10月25日、令和4年から5年はプラス42、地賃との差額プラス43。

現在、改正の諮問があったところの73%が、金額が決まっているというふうな状況でございます。

説明は以上でございます。

(今井部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御質問等がありますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

## 【 議事（1）改正審議 】

(今井部会長)

それでは、ないようですので、これより、具体的な金額審議に入ります。

本日は、公益案をお示しし、できる限り、全会一致による決議で結審し、答申を行いたいと考えておりますので、各側の御協力をよろしくお願いします。

前回の専門部会におきまして、労働者側は+54円、使用者側は+47円の高額を提示いただいていたことが、金額に開きがあることから、一旦持ち帰り、再検討をお願いしました。

まずは、再検討された金額とその理由につきまして、お聴きしたいと思います。労働者側からお願いします。

(小林(賢)委員)

再検討させていただきました。

前回はどうも、県内の地場産業100人未満の賃上げ額から時給換算させていただいてというところで54円を提示させていただきました。

その後、地域の状況等を見ながら検討して、51円で申し上げたい。

これで、結審できればと考えております。

一つの根拠はですね、私の方で提出させていただいた県内の地場産業の規模計賃上げ率が5.13%でありますので、それを特定最低賃金の金額にかけて51円ということ提示をさせていただきたいと思っております。

(今井部会長)

はい、ありがとうございます。

次に使用者側、お願いいたします。

(山岸委員)

はい、使用者側も、いろいろデータを見ながら、あるいは他県の状況を見ながら検討したのですけれども、この特定最低賃金というものの性格、沿革を考えますと、同一産業内の平均賃金水準が地方の最低賃金水準と大きく異なる場合、労働協約等で高い設定がある場合労働協約ケースと理解しています。

我々の場合は、それと違って産業そのものが他の産業よりも生産性が高く平均的な賃金水準が高いという状況は理解しております。

ただ、すべての労働協約ではなくて、公正競争ケース、同一産業内において一部の低廉な賃金水準の企業が公正競争を阻害する恐れがある場合を想定して適正な最低賃金を設定するものだというように理解しております。

ただ、前提として、最低賃金制度が、地方最低賃金、これに集約していこうという流れが一方でございます。そういった意味において地方最低賃金を上回る金額は避けたいということで、我々は今年度の地方最低賃金の上げ幅50円、これを限度

額として、50円を提示したいと思っております。

(今井部会長)

ありがとうございます。

ただいま、労使双方から、金額を提示いただきました。

これから、公益委員による各側との個別折衝を、まず、労働者側と行います。

その前に公益委員内で打合せを行いたいと思いますので、各側の委員には、一旦控室で待機をお願いいたします。

それでは、一旦専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額折衝を実施。)

概要は、以下のとおり。

#### 1 公益委員による事前打合せ

#### 2 労働者側と折衝

##### (1) 労働者側の主張

使用者側は50円という提示であるが、我々としては、近隣県との差を少しでも縮めたいという思いがあるため51円を提示している。

県外への労働者流出の状況からみても、近隣県との差は縮めなければならないと思っている。

##### (2) 公益見解

使用者側に労働者側の意見を伝え、歩み寄りの可能性について確かめることとされた。

#### 3 使用者側と折衝

##### (1) 使用者側の見解

特定最低賃金の趣旨と、これまでの経過を踏まえて、地域別最低賃金より大きい上げ幅を考えることはできない。

50円を超えることは理屈に合わないと考えている。

50円以外は妥協できないというスタンスである。

##### (2) 公益見解

使用者側の意見を伝え、歩み寄りの可能性について確かめることとされた。

#### 4 労働者側と折衝

(1) 公益の説明

使用者側の見解を説明。

(2) 労働者側の主張

我々の思いは先ほど伝えている。

とはいえ、使用者側の提示額については理解できる。

全会一致であれば50円もやむを得ないと考えている。

(以上で金額折衝を終了)

(今井部会長)

それでは、お待たせいたしました。

審議を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いし、各側の見解及び意見をもとに、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、ここに公益案をとりまとめるに至りました。

それでは公益案を提示します。

(今井部会長)

お手元に、大丈夫でしょうか。

それでは、公益案を読み上げます。

令和6年度、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改正審議公益委員案。

令和6年10月29日。

労働者代表委員及び使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案をとりまとめるに至りましたので、ここに提示します。

記。

1時間、1,047円、引上げ額、50円、引上げ率、5.02%。

双方のこれまでの折衝を踏まえ、公益案を提示させていただきました。

(今井部会長)

それではこの公益案について採決を行います。

慣例により、反対から伺います。

公益案に反対の委員は、挙手を願います。

反対は、いらっしゃらないですね。

公益案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

労働者側3名、使用者側3名、公益2名、合計8名ですね。

ありがとうございました。

以上により、全会一致をもちまして公益案どおり可決させていただきました。

次に、発効日について、お諮りいたします。

本日、結審いたしますと、異議の申出がない場合は、法定発効として、最短で、令和6年12月27日金曜日に発効となりますが、これにつきまして、何か御意見等がございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(今井部会長)

ないようですので、それでは、発効日につきましては法定発効日といたします。

ただいまの当専門部会の結論、審議経過等につきましては、次回の本審において、報告することとなります。

その報告書案を事務局に作成していただきましたので、報告書案の配付と朗読をお願いします。

(賃金室長)

報告書案を、朗読いたします。

案。

令和6年10月29日、山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、今井幸一。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年8月21日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様のお名前がございますけれども、朗読は省略させていただきます。

続きまして、次のページを御覧ください。

別紙。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

1、適用する地域、山梨県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で山梨県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）、18歳未満又は65歳以上の者。

（2）、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。

（3）、次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務。

ハ、手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、1,047円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、法定どおり。

次のページは、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

以上でございます。

（今井部会長）

それでは、この報告書案につきまして、何か御意見等がございますか。

よろしければ、この報告書案のとおり、次回の本審に報告したいと思っております。

いかがでしょうか。

（各側委員）

（意見等なし。）

（今井部会長）

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、部会の結論が全会一致の場合の取り扱いについて、8月21日の本

審におきまして、部会の結論が全会一致の場合は、これを本審の結論とする旨、了承されております。

そのため、ここで、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改正に係る山梨地方最低賃金審議会の答申を行うこととなります。

事務局に答申案について作成の指示を行っておりますので、答申案を配付のうえ、朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは答申案について朗読させていただきます。

案。

令和6年10月29日、山梨労働局長、高西盛登殿。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、答申。

当審議会は、令和6年8月21日付け山梨労発基0821第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

次のページは、別紙になりますが、先ほどの部会報告書と同じ内容となりますので、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

(今井部会長)

ただいまの答申案につきまして、何か御質問はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(今井部会長)

ないようですので、これにより答申したいと思います。

(部会長、基準部長に答申文を手渡す)

(今井部会長)

それでは、ここで労働基準部長から御挨拶をお願いします。

(労働基準部長)

本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま、令和6年度の山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の御答申をいただきました。

本年度は、物価の上昇や円安など雇用・経済への様々な影響が生じている状況の中で大変難しい御審議をいただいたことと思っております。

そのような中で、労使の皆様様の長年の蓄積で培われました信頼関係の下に、全会一致で御答申をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

本答申を受けまして、当局としましては、発効日に向けて所定の手続きを進めて参ります。

また、発効後は、改正された特定最低賃金額につきまして、県内の多くの労使関係者に周知と履行確保を図って参りたいと思っております。

委員の皆様方には、本日の答申に至るまでの真摯な御議論、御尽力に改めて感謝申し上げます。答申に対する御礼の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

(今井部会長)

次に、今後の公示等の手続につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

今後の手続きについて説明させていただきます。

まず、最低賃金法第11条第1項の規定によりまして、本日中に、この答申内容を山梨労働局の掲示板、ホームページに公示いたします。

また、最低賃金法第11条第2項に、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができることとされています。この異議申出の締め切りは、11月13日となります。

なお、関係労使から異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることと規定されておりますので、本審の委員の皆様様の日程を改めて調整させていただき、異議申出について審議を行う、いわゆる異議審を開催させていただきます。会長、労使各側とも御相談させていただき、場合によっては書面開催も検討しております。

異議申出がなされなかった場合は、山梨労働局長が答申に沿って、特定最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行わせていただきます。

この官報公示がなされますと、その30日後に発効することとなります。

官報公示は、最短で、11月27日水曜日の予定となります。

発効日は、官報公示の30日後に法定発効となりますので、12月17日金曜日に発

効の予定となります。

以上でございます。

## 【 議事（２）その他 】

（今井部会長）

ありがとうございました。

それでは、次の議題の「（２）その他」に入りますが何かございますでしょうか。

（各側委員）

（意見等なし。）

（今井部会長）

ないようですので、それでは、以上で、本日の専門部会を終了したいと思います。

皆様の御協力により、全会一致での結審となりました。

今年度の場合、最低賃金が50円ということで、各側それぞれに寄っていただきまして、本当にありがとうございました。

全会一致の結審となりましたので、これにより本年度の山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会における全ての審議は終了しました。

本日の議事録の確認ですが、小林委員と山岸委員にお願いいたします。

本日は本当にお疲れ様でした。